

十七世紀中葉連合東インド会社の対日交渉と情報伝達網 〔第一部〕

—総督訓令と長崎商館日記をめぐって—

加藤 榮一

はじめに

本稿は、十七世紀の初頭から中葉にかけて、東アジア社会が前世紀以来の激動の時代から新たな国際秩序を形成していく潮流の中で、日本とオランダ両国の交流がどのような関係のもとに組み込まれ、互に相手を位置づけていくか、という問題を、両者の外交的関係の推移を通して明らかにしてみようと試みるものである。とりわけ、この間の推移を東南アジアを含む東アジア世界における連合東インド会社の動向との関連において位置づけていきたいと思う。そして、東アジア諸国がそれぞれの固有の海禁政策を確立して、相互に一定の安定した国際的秩序を形成する十七世紀後半に到る時期の東アジア諸国とヨーロッパ勢力との関係を理解するための予備的な作業としたいと思う。なお、本稿は第一部と第二部で一まず完結するが、今回その第一部を編輯委員会の御好意により本研究紀要に発表する。

一、東アジアにおけるオランダ人——序節——

「海賊禁止令」と平戸商館

連合オランダ東インド会社が一六〇九年、平戸に商館を開設して以来

一六二〇年代前半期に到る最初の十年間、平戸に出入りするオランダ船は、日本と交易を行なうというよりは、むしろ、日本近海から南シナ海や香料諸島方面に到るオランダ勢力の伸長をはかるため、平戸を拠点とした軍事行動に専念していたと評しても過言ではなかつた。⁽¹⁾

しかし、平戸に拠るオランダ船、イギリス船の日本近海での軍事的行動⁽²⁾掠奪行為がエスカレートするにつれて、これに依つて被害を蒙るポルトガル人、エスペニア人、中国人たちは、オランダ・イギリス両国人の「非法」を長崎奉行に提訴し、江戸幕府も彼等の海賊行為を禁止する態度を明確にした。即ち、一六二一年九月、幕府は平戸の領主松浦氏を通じて平戸のオランダ、イギリス両商館長に、日本近海における第三国船に対する掠奪行為、日本から武器・兵糧米等（戦略物資）の輸出、ならびに日本人を彼等の船舶で（戦闘要員として）国外に連れ出すこと、の三項の禁止を令達したのである。⁽²⁾

このため、平戸のオランダ商館は、洋上での敵性国の船舶に対する掠奪行為と掠奪品の転売・再輸出、戦略物資の調達等を主としたこれまでの方針を全面的に再検討し、日本との交易に活動の重点を置く政策に転換することを余儀なくされたのである。いわば、「海賊から商人への転換」を摸索することであった。

斯る事態に対処するため、時の平戸商館長レナルト・カンペス Lenard Camps は、一六二二年九月十五日付を以て、本社重役会に宛てた意見書を作成し、連合会社が積極的に日本を貿易市場として開発すべきこと、そのためには会社が生糸を主体とする日本向けの中国産貨物の確保に努力すべきことを具申⁽³⁾し、平戸商館の対日政策転換への姿勢を示唆した。即ち、カンペスは右の意見書に、「日本に於いて年々需用あり、利潤を生ずべきシナ商品の目録」と題する日本貿易の市場調査報告を添えているが、それによると、日本では年間、白糸三十万斤、各種絹糸類八万斤、種々の反物類都合八万反の需用が見込まれ、これを連合会社一手に日本市場に供給した場合、会社は八五四、三七五レアルの売買差額を得ることとなり、その利益率は凡そ八四・七六ペーセントとなる勘定である。⁽⁴⁾ カンペスは日本が貿易市場として極めて有望であることを会社の首脳部に印象づけ、從来、兎角等閑視されがちであった平戸商館の貿易拠点としての役割を認識させようとしたのである。

「商人への転換」の模索

しかし、当時東アジアに於いてオランダ人が置かれていた状況を考えると、この「海賊から商人への転換」を実現することは、必ずしも容易なことではなかつた。カンペスが右の市場調査報告に掲げた数値は、もとより、ポルトガル船、中國船、日本の朱印船等によって日本市場に掌握することは現実には不可能のことであるが、もし仮にその独占をはかるとするなら、ポルトガル船や中國船の日本渡航を武力を行使して妨害せねばならないから、幕府の海賊禁止令に抵触することとなるし、更に、朱印船の貿易活動との競合関係という、誠に厄介な問題もあつた。一方、オランダ船が日本貿易の市場でシェアを拡大するためには、生糸を中心とする中国物産を、大量かつ安価に、そして恒常的に入手する

ことが必要であるが、そのためには、中国本土やその周辺地域において、会社の貿易拠点を確保せねばならない。⁽⁵⁾ オランダ人は日本人同様に、中国の海禁政策に阻まれて、直接中国沿岸の港市に入港して交易することは、特別の事例を除いては不可能であった。結局、この問題の解決策として、オランダ人は台灣島のタイオワン Tayouan — 今日の台南市の外港、安平 — を占拠して中国人海商との交易をはかり、日本貿易の中継基地となし、一方、インドシナ半島のヴェトナム沿岸地域、当時の呼称で東京、広南⁽⁶⁾ 交趾シナから占城に到る地方の港市、例えば、トンキン（今日のハノイ）、順化（フエ）、ツーラン（ダナン）、フェフオ（ハイアン）等の港市に進出をはかり、これらの地方土産の生糸や絹織物を買付け、同時に、来航する中国商人との出會貿易を行なつて、中国産物資をも入手するという方策に活路を求めた。

勿論、この二つの方策、即ち、中国沿岸の近傍に中継貿易の拠点を得ることと、インドシナ半島に進出をはかるということは、一六二一年に平戸オランダ商館が幕府の海賊禁止令の強化に直面して俄かに浮上した計画ではない。それは孰れも、オランダ勢力が南シナ海域に到達して、極東水域への接近を開始した時点で既にラフな計画として描かれていた。

中国接近に關しては、連合会社が成立する以前、アムステルダムの「旧会社」Oude Compagnie の派遣したヤコブ・・ファン・・ウェルケンス（一五九九年）、ヤコブ・・ファン・・ネック（一六〇〇年）、ヤコブ・・ヘームスケルク（一六〇一年）らのインド航海に与えられた訓令に中国との通商關係樹立が指示されており、連合会社成立後、その第一次インド航海の提督ウェイブ蘭ト・・ファン・・ワールヴェイク、第三次航海のマーテリー・・デ・・ヨングらによって繼承され、一六二二年のコルネリス・・ライエルセンのマカオ攻撃から澎湖諸島占拠とタイオワン移転に到る、一聯の

連合会社による対中国接近政策に展開していくのである。

また、ヴェトナム沿岸についても、一六〇〇年にオランダを発進したヤコブ・ファン・ネックの艦隊がバタニから広東に向かう途中、配下の商務員が交趾シナに上陸して、ツーラン、フェフオ、クイニョン (Quinhon 帰仁) 等の港市での情勢を探索している。⁽⁷⁾しかし、中国近海やベトナム沿岸での、これら一聯のオランダ勢力の進出計画が、一貫した貿易戦略として具体化するのは、一六三三年以降のことと、それは恰も、台湾事件が全面的に解決してオランダ船の日本貿易が再開され、また、日本人海外渡航禁止の第一弾が発せられた時期に符合する。

オランダ船通航網の脆弱性

タイオワンの獲得が連合会社の日本貿易を拡大強化させたことは事実で、日本においてオランダ人が「商人」としての転換をはかるための前提条件であったことも確かである。そして、タイオワンは極東と東南アジア水域を結ぶ連合会社の通航網の極めて重要な中継基地として機能した。とりわけ、東京、カンボディア、ジャムと日本商館を結ぶ航路は、この中継基地の設定によって、より安定したものとなつた。しかしこには、猶も幾つかの看過し難い脆弱性が内包されていた。

まず、オランダ船の日本貿易の中継市場としてのタイオワンの機能は、同地に中国物産を供給する中国人海商の動向にかかるおり、連合会社の日本貿易の成否は常に、彼等の行動を規定する中国での政治情勢の変動に左右されていた。⁽⁸⁾また、東シナ海から南シナ海にかけてのオランダ人の物資や人員の移動には、常に、中国人や日本人の私掠船による攻撃の危険、或いは沿岸寄港地での紛争の災禍がつきまとっていた。例え、一六一三年に、中国人五官の交趾国渡海朱印船に便乗し、九千グラデン余の貨物を携え渡航したオランダ人商館員と日本人雇傭人は、広南の河を遡航する際に殺害され、その積荷を奪われたが、この事件を画

策したのはフェフオ在住の日本人であつたといわれる。⁽⁹⁾また、一六三七年にヤハト船ザントフォート号で東京に渡航した平戸商館の商務助手、ハイスベルト・エーレムス Huijsbert Fems とヤコブ・ファン・バウ Jacob van Bouw は、儀安から中国人のジャンク船を傭ってタイオワンに戻る途中、中国人海賊に襲われて殺害された。平戸商館ではこの惨劇の張本人は日本に居住する中国人、Japanese Chinesen である、と主張して長崎奉行に提訴したが埒が明かなかつた。こうした事例は枚挙に違ないが、これらの事件は、その根底において、中国沿岸や安南・交趾での政治情勢の変動や中国人、日本人、ポルトガル人らとの通商の主導権をめぐる抗争に連動しており、それは日本人の海外渡航禁止後も依然として続いていた。極東から東南アジア水域におけるオランダ船の行動は、荒野泰典の表現を藉りれば、いわゆる「後期倭寇的状況」に翻弄されていたといえよう。

「商人への転換」の実態

扱て、このような状況のもとに、連合会社の日本商館が「海賊」から「商人」への転換をはかるために、オランダ側ではどのような対日政策を探らねばならなかつたであろうか。その点について、日本商館の平戸から長崎への移転（一六四一年六月）の時点を中心に、その前後の時期におけるオランダ東インド政庁の対応を、オランダ東インド総督の訓令や日本商館日誌を基に検討してみたいと思う。

一六二一年の平戸の蘭英両商館長に対する海賊行為禁止の通告を機に、平戸のオランダ商館が具体的にどのような対応策を講じたかは必ずしも明かではない。時の商館長カンプスが東インド政庁に対して、日本の状況をより適確に把握するよう促したことや、一六二〇年後半から平戸商館が本格的な総勘定帳を記載するようになり、貿易業務の管理に本腰を入れるようになったらしいこと、などの事実を指摘することが出来る

が、それらはあくまでも状況証拠の一つに過ぎない。日本商館長による「商館長日記」も一六三三年九月のニコラス・クーケバッケル Nicolas Couckebacker の平戸赴任の時点を俟たねばならない。一六二三年にイギリス東インド会社が經營不振に陥った平戸イギリス商館を閉鎖して日本から撤退したことは、蘭英両国民の確執がとかく開港場平戸での紛争の原因となっていたことから、これは平戸におけるオランダ人の立場を安定させたであろう。反面、この歳、その手腕を期待されたカンプスが病に斃れ、平戸商館は有能な指導者を失い、明確な指針を見失なう。

断片的な史料の総合による推計ではあるが、平戸オランダ商館の貿易実績は、一六二一年度から一六二四年度まではほぼ横這の状態で、生糸の輸入量も当時の日本市場での生糸需用にとって問題となる程のものではなかつたが、一六二五年度から一六二七年度にかけて、オランダ船の生糸輸入量は明らかに増大しはじめ、対貨としての銀輸出額もこれと雁行して増大する傾向を示している。⁽¹²⁾ 連合会社のタイオワン獲得がオランダ船の日本貿易のシェア拡大の直接の原因をなしたことを見てとることが出来る。

しかるに、一六二八年にいわゆる「台湾事件」が発生し、連合会社は日本との貿易差留、商館員並びに船舶の抑留の憂目をみる。この事件を解決する過程で、東インド政府は、「オランダ人は將軍家歴代の御被官」というポーズをとり、問題解決の糸口を擗んだ。⁽¹³⁾

一六三二年末、「台湾事件」が全面的に解決し、一六二八年の事件發生以来、五カ年に及ぶ平戸オランダ商館の閉鎖とオランダ船貿易差留が解除されると、翌一六三三年春、抑留されていた会社船三隻と三年に来航した自由市民の持船ヴァーレルモント号の四船が八〇万四一九グルデン余の帰荷を搭載して平戸を出帆し、一六三三年度からオランダ船の日本貿易が正常化された。その後、オランダ船の日本貿易額は一六三五年

「商館長日記」も一六三三年九月のニコラス・クーケバッケル Nicolas Couckebacker の平戸赴任の時点を俟たねばならない。一六二三年にイギリス東インド会社が經營不振に陥った平戸イギリス商館を閉鎖して日本から撤退したことは、蘭英両国民の確執がとかく開港場平戸での紛争の原因となっていたことから、これは平戸におけるオランダ人の立場を安定させたであろう。反面、この歳、その手腕を期待されたカンプスが病に斃れ、平戸商館は有能な指導者を失い、明確な指針を見失なう。

断片的な史料の総合による推計ではあるが、平戸オランダ商館の貿易実績は、一六二一年度から一六二四年度まではほぼ横這の状態で、生糸の輸入量も当時の日本市場での生糸需用にとって問題となる程のものではなかつたが、一六二五年度から一六二七年度にかけて、オランダ船の生糸輸入量は明らかに増大しはじめ、対貨としての銀輸出額もこれと雁行して増大する傾向を示している。⁽¹²⁾ 連合会社のタイオワン獲得がオランダ船の日本貿易のシェア拡大の直接の原因をなしたことを見てとることが出来る。

右の貿易額の拡大は、一つには、一六三五年の日本人海外渡航の全面的禁止による朱印船貿易の廃絶と、一六三九年のポルトガル船の日本渡航禁制に帰結する幕府のポルトガル船抑圧政策の強化がマカオからの生糸輸入を減衰させたこと。タイオワンに拠るオランダ勢力が中国に対する武力対決政策を修正し、一六三六年に福州都督に任せられ東シナ海の海賊取締りに乗り出した鄭一官（芝龍）と協調的関係をとり、タイオワンと中国人海商との交易が安定化して、同地に多量のシナ生糸が齎されることとなつた、などに依る。

斯くして、一六三五年を一つの契機として、連合会社は日本貿易に有利な局面を迎えることとなつたが、同時にそれは、連合会社に対日外交政策の更なる転換を迫る新たな段階へのステップとなるのであつた。

連合会社とヴェトナム

朱印船貿易の廃絶により、連合会社は從来朱印船が担つて來たインドシナ半島での交易を全面的に継承する好機に直面した。安南・交趾方面

度以降、輸出入額とも急激に増大し、一六四〇年度には史上最高のピークを記録する。参考のため、一六二四年から一六四〇年までの平戸来航オランダ船の貿易額の推移を表一に掲げる。

表一の数値から指摘しうることは、オランダ船の日本貿易は、タイオワンの獲得を契機に漸増の傾向を示し、一六二八—三二年の台灣事件による貿易中断をはさみ、台灣事件の解決後、一六三四—三五年を境に飛躍的発展をとげ、生糸輸入と銀輸出の双方が急激に増大して一六三九—四〇年のピークに到達することである。この間の傾向をタイオワン獲得当初の一六二五年度の実績を一として比較したものが表一の数値であるが、この間、オランダ船の対日貿易規模が如何に拡大したかを知ることが出来る。そして、この数値から見る限り、オランダ人の「商人への転換」は一応達成されたといえる。

表 1 平戸来航オランダ船年間輸出入積荷総額 1624—1640

(価額・重量)は積荷送り状記載数値による)

年 次	(A) 年間輸入積荷価額 (ダルデーン)		(B) 年間輸出積荷価額 (ダルデーン)		(C) 年間銀輸出総額 (ダルデーン)		(D) 年間生糸輸入総量 (カティー・斤)		B/A 比率	来航 船数	備 考
	対前年比	%	対前年比	%	対前年比	%	対前年比	%			
1624	f.	72,311	—	%	f.	74,672	—	%	2,847 ^{1/2}	—	103.27
1625	f.	364,590	504.19	f.	554,409	742.46	f.	338,513	—	29,017	1,019.03
1626	f.	230,048	63.09	f.	342,745	61.82	f.	236,207	69.78	33,227	114.51
1627	f.	630,494	274.07	f.	1,022,563	298.35	f.	851,045	360.30	91,362 ^{3/4}	274.96
△	—	—	f.	800,419	—	f.	664,073	—	—	—	(5)
1632	f.	134,663	—	f.	375,980	46.97	f.	194,803	29.34	1,409	—
1633	f.	740,051	549.55	f.	1,201,030	319.44	f.	849,579	436.12	64,530	4,579.84
1634	f.	1,009,262	136.38	f.	1,636,833	136.29	f.	1,403,119	165.16	132,039	204.62
1635	f.	1,593,011	157.84	f.	3,192,809	195.06	f.	3,012,450	214.70	142,251	107.73
1636	f.	2,458,396	154.32	f.	6,829,891	213.92	f.	4,024,200	133.60	110,306	200.43
1637	f.	3,625,265	147.47	f.	4,892,880	71.64	f.	4,753,800	118.13	77.54	277.82
1638	f.	3,470,913	95.74	f.	7,564,034	154.59	f.	7,495,500	157.67	111,387	128.91
1639	f.	6,295,367	181.37	f.	2,691,147	35.58	f.	1,795,500	23.96	229,032	134.97
							f.	410,893*	205.62	42.75	11
											*判金輸出額

註 △1628年夏～1633年春までは、台灣事件により貿易差留により平戸商館は業務を停止された。

表 2 1625年度実績に対する

オランダ船貿易額の推移

年 度	輸 入		輸 出		
	舶載貨物 総額	生 輸 入 糸量	帰 総	荷 額	銀 総 輸 出 額
1625	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1635	2,768	4,550	2,953	4,145	
1636	4,369	4,902	5,759	8,899	
1637	6,743	3,801	12,319	11,888	
1638	9,943	4,900	8,825	14,043	
1639	9,520	3,839	13,643	22,142	
1640	17,267	7,893	4,854	5,304	

阮氏の政府や役人との交渉には、当地の日本人頭人の仲介が不可缺のことであった。フェフォーやツーランでのオランダ人の行動は日本人頭人の支配下におかれ、現地でオランダ人は恰も「日本人の一亞種」と見做され、扱われていたかの観すらある。同様のことは、年代が少し下るが、カンボディアのピニャールのオランダ商館が同地の日本町に隣接して設置され、日本人頭人の支配下に置かれていたこととも軌を一にする。⁽¹⁵⁾

南シナ海域での航行で連合会社が直面した重要な問題の一つとして、難破船や漂着船の人員や積荷の処理の問題がある。一般に、漂着物や漂流民の処理がその地の住民や権力者の一方的な裁量に委ねられるという慣行は、前近代の東アジア社会では普遍的に行なわれていた慣行であったが、勿論、近世の日本や朝鮮、中国のように、中央政府の支配が比較的に領域の末端まで及んでいたような地域では、中央権力の「恣意」が局地の住民や権力者の「恣意」に優越して、漂流民や漂着物の処理が、交渉の次第では、遭難者にとつてより合理的な線で解決されることもあり得る。即ち、土佐に漂着したエスパニア船、サン・フエリーペ号に対する秀吉の、エスピリツ・サント号に対する家康の処置が想起される。この二つの事例では長曾我部氏も山内氏も漂着したエスパニア船に對して、これを最終的に処理する権限を与えられていなかつた。⁽¹⁶⁾

それはともあれ、ヴェトナム沿岸を航行するオランダ船は、屢々暴風雨に遭遇してヴェトナム沿岸の各地に漂着・漂流したが、一六三三年から三六年にかけての連合会社と広南阮氏との一連の交渉の過程で、漂着したオランダ船の損失の補償が重要な外交問題となつてゐる。殆どの場合、オランダ船の漂着物は現地住民の所有と帰し、或いは広南の官憲に押収され、漂流者の処遇もオランダ人の満足のいくものとはならなかつた。とりわけ、オランダ人の宿敵ポルトガル人がこれに介入する事例も稀ではなかつたのである。

一六三三年、バタヴィア政府は、漂着船の損失補償をめぐつて広南阮氏の許に使節を派遣して以来、交趾に度々会社の船を派遣し、広南と交易を試み、交易関係の樹立を意図したが、その取引は、多くの場合、日本人、中国人、ポルトガル人に拠つて商機を奪われ、見るべき成果を收めることが出来なかつた。⁽¹⁴⁾更に、フェフォーやツーランにおける取引や、

交易の不調に加えて、漂着オランダ船の損失補償に関する度重なる交渉が、オランダ人の納得いく合理的な解決に到らなかつたことは、連合会社と広南阮氏との関係を悪化させ、遂には、両者の交易関係の途絶をもたらし、連合会社は中部ヴェトナムにおける豊かな交易の利を失なう」ととなるのである。⁽¹⁷⁾

総督ファン・ディーメンとイニシア

一六三六年、バタヴィアではアントニオ・ファン・ディーメン Anthonio van Diemen (一五九三—一六四五) がオランダ東インド総督に就任した。彼は歴代オランダ東インド総督のなかでも、ヤン・ピータースゾーン・クーン Jan Pietersz. Coen と並んで、最も卓越した力量を持つた植民地行政家であり、その鋭い洞察力と思考の柔軟性は、むしろクーンを凌ぐものがあつた。ファン・ディーメンは、その總督在任中、香料諸島やセイロン島、インド西海岸のゴア、そして台湾島北部の鷄籠（基隆）・淡水に拠るエスペニア勢力等に対して、積極的な軍事行動を

展開して、東南アジア水域における制海権を確立し、有利な外交関係を樹立して、連合会社の安定した通航網を保持すべく、積極的な政策を開いた。

ファン・ディーメンの總督在任中（一六三六—四五）、連合会社はペルシャからセイロン、マラッカ、アンボイナに到る広域の地域に優位な立場を築いた。尤も、この「優位」という言葉はオランダに対抗する他のヨーロッパ諸勢力に限定さるべきものであらうが、この時期に連合会社は比較的安定した活動の基盤を築くことが出来た。

彼は、ヴェトナム中部における連合会社の不利な立場を打開するため、シャム、カンボディア、ラオス、そして東京に対して、会社の商權伸長

のため、積極的な政策を展開した。折しも、一六三五年、幕府は日本人の海外渡航と帰国を完全に禁止した。インドシナ半島の交易におけるオランダ人の最強のライバルは姿を消すこととなつたのである。

しかしながら、オランダ人のヴェトナム社会への接近には、朱印船貿易時代以来培われた、現地の日本人の組織が依然大きな影響力を有していた。ファン・ディーメンのインドシナ半島に対する政策は、必ずしも軍事的制覇を意図するものではなく、現地の政治勢力相互の利害の対立に乗じて、会社の軍事力を有効に利用しながら、政治折衝を進め、有利な交易関係を締結せんとするものであつた。但し、その成果は必ずしも平易に達成された訳ではなく、カンボディアとの交渉では、会社は屢々苦杯を嘗め、漸く設置した商館も一六六七年には、鄭成功の一派により壊滅されるという憂目に遇つてゐる。⁽¹⁸⁾

連合会社の東京接近

一六三七年、平戸オランダ商館は会社船フロル号 *te fluytschip Grol* を東京に派遣した。同船は、平戸商館の下級商務員カレル・ハルツィンク Carel Harrisinck を指揮官 opperhoofd として、日本の丁銀六万テール（銀六〇〇貫匁）を含む、総額一八万八一五九グルデン一七スタイルフェル八ペニングの積荷を搭載して一月二十九日に平戸を出帆、途中タイオワンで仕入れた一四三五グルデン一〇スタイルユル一二ペニングの貨物を加えて東京に赴いた。⁽¹⁹⁾

ハルツィンクは、東京で國王鄭柵 Chuá Trịnh Tráng と生糸取引に関する協定を結んだが、この交渉は、その後連合会社がヴェトナムにおける東京の鄭氏と広南の阮氏との抗争に連累する端緒となつた。当時のオランダ人の記録で東京国王 Konink van Tonkin と称せられるものは、安南皇帝黎氏の權臣鄭氏のことである。十五世紀前半にヴェ

トナム北半に中央政権を樹立し、明と冊封関係を結んだ黎王朝は十六世紀中葉には勢力衰退して、一五三一年、莫登庸に帝位を篡奪され、王朝は断絶したが、一五九二年、莫氏の支配に抵抗する諸勢力を糾合した鄭松は莫氏を討滅して黎王朝を再興した。しかし鄭松は一五九九年、自ら都元帥總國政尚父平安王となり、彼が擁立した黎維潭に逼って王府をひらき、実質的支配者となつた。一方、鄭氏の専権に反撥し、その羈絆を脱して順化・広南の地に移つた黎王朝の重臣阮氏（阮潢 Nguen Hoan）は、自立してベトナム中部に独立の王国を形成した。いわゆる広南阮氏で、オランダ人はこの国をクイナム Quinam と称した。広南のカントン語音の転訛したものである。因に、当時の日本では、前者を安南、東京と称し、後者を交趾、河内などと称したが、両者ともに對外的には安南の国号を用いたため、外国人の間では呼称の混乱を生じた。⁽²¹⁾孰れにせよ、十七世紀のベトナムでは、北部の東京に黎氏を擁する鄭氏の勢力と、中部の広南、順化に拠る阮氏の勢力が、それぞれ独立の王国として存在していたのが実状である。尚、鄭松に討滅された莫氏の残党は、その後ベトナム最北部の、中国広西省に境を接する高平 Cao-bang に拠つて鄭・阮両氏が抗争する状況を利用して、地方勢力として十七世紀後半までその命脈を維持した。後段で触れる高平人 Coubanger が東京を襲撃するという風聞は、莫氏の動向をいうのである。

オランダ日本商館の東京航海

一六二七年、鄭氏と阮氏は戦闘状態に入つたが、その直接の契機は、鄭氏が阮氏に対し人質の提出と明朝への朝貢に備えるという名目で、雄象三〇頭、海導船三〇隻を要求し、これを阮氏が拒絶したことにより、戦闘は一六七二年まで続いた。⁽²²⁾そのような折にオランダ船がトンキン湾に現われたことは、鄭氏にとっては彼我の勢力の均衡を有利に転換させる好機であった。鄭松はオランダ人に對して交易の機会を与える代

償として、連合会社に船舶と兵員、火砲の供与を内容とする軍事的支援を強要した。一方、一六三二年以来、蹉跌を繰り返して來た広南との交渉と交易に見切りをつけたバタヴィア政府にとつて、東京市場への進出は望むところであり、鄭氏に対する軍事援助の支出を極力節減することが出来れば、その代償は会社にとって有利なものとなる筈であつた。

一六三九年初、鄭松はウエイデネス号で大使をバタヴィアに派遣し、同盟締結に向けて行動を起こした。⁽²³⁾使節は一六三九年六月十六日、前平戸商館長ニコラス・クーケバッケルを伴つて帰国した。クーケバッケルは平戸商館在任中、ハルツィングの東京航海を指令した人物で、鄭氏との交渉に當つて、バタヴィア政庁から広範な権限を賦与されており、交渉の過程で、もし鄭氏が会社に船三隻と兵員二百名の援助を要求して譲らぬ場合には、ポルトガル人の東京入国を禁止することを条件に、この援助協約に同意することを許されていた。

東京との貿易は、一六三七年初頭のフロル号の東京航海以来、ほど連年、日本商館を起点として行なわれ、平戸商館の下級商務員（のち累進して、一六四〇年には上級商務員）カレル・ハルツィングが指揮官として交易業務を監督した。東京航海の会計は日本商館惣勘定帳に日本商館を本店勘定とする本支店勘定として処理され、ハルツィングは東京商館の商館長の任を勤めた。この関係は、一六五二年まで統けられ、ハルツィングが一六四一年に日本商館から転出したのちは、商務員アントニイ・ファン・ブルックホルスト Anthonij van Brouckhorst（一六四二—四七年）、フィリップ・スピーネマン Philip Schilleman（一六四七—五〇年）、ヤン・ド・フロート Jan de Groot（一六五〇—五二年）が相い次いで日本商館から派遣されて後任に當つている。⁽²⁵⁾

斯様に、幾多の曲折を経ながら、オランダ人はタイオワンを拠点としさせる「商人への転換」と新たな矛盾

て鄭芝龍と協調関係を結び、日中貿易におけるオランダ船のシェアを拡大し、一方では東京国王鄭粧に対する軍事援助を代償として、東京における交易権を獲得して、「海賊」から「商人」への転換をまずは達成し、自らは「皇帝陛下の歴代の御被官」と称して幕藩制国家の身分制支配のもとに身を置くポーツをとり、日本社会に適合する政策をとる。そして、一六三五年から一六四〇年にかけて、平戸オランダ商館の対日貿易額は飛躍的な発展をとげた。一六三七年に勃発した島原天草の乱によって、ポルトガル船の日本渡航禁止は最早時間の問題として意識され、平戸商館では日本貿易の一層の拡大に備えて、商館のスタッフを強化し、貿易事務に当てる日本人雇傭人を増員して、倉庫や商館員の居住棟の拡充を行なった。

一六三九年、ポルトガル船の日本渡航が死を以て禁止され、翌一六四〇年に貿易継続歓願のため長崎に来航したマカオ市の使節一行は、最下級の水夫十三名を除いて悉く処刑された。この歳平戸に来航したオランダ船は、ポルトガル船貿易断絶による生糸の需給関係の変動を見込んで、三三二万斤余の生糸を含む、総額六二九万五三六六グルデン余の積荷を日本に齎し、史上最高の数値を記録したが、恰も同年、上方市場を襲つた大不況により、国内の市場は極端に低落して、商館の有力な顧客であつた大商人も多数倒産し、対貨としての銀の集荷は困難を極めた。その結果、この歳の輸出総額は二六九万一一四七グルデンと、前年の七五六万四〇三四グルデンを大きく下まわり、輸入額に対する輸出額の比率は四二・七五ペーセント（前年度は二一七・九三ペーセント）と著しい輸入超過となつた。輸出額には日本市場での輸入貨物の販売益が含まれているから、この数値は会社の損失増加を意味している。

オランダ船の貿易額は翌一六四一年度から急激に減少するが、その最大の原因は、これまでタイオワンに多量の中国産生糸を供給して来た鄭

一官が自ら日本貿易に乗り出して來たため、オランダ船の日本貿易の中繼基地としてのタイオワン商館の機能が低下し始めたことによる。バタヴィア政庁では、日本貿易を確保するためには、中国沿岸から南シナ海の交易圏に亘つて展開する一官の傘下にある中国船の活動を武力を以て阻止し、併せて東京貿易の補給路の安定をはかる必要に迫られたのである。この戦略の実行に当つては、再び「海賊」問題が浮上してくる」とが予想されたのである。

斯様に、オランダ船の日本貿易は、一六三〇年代の後半、一時的に異常な発展を遂げたものの、ポルトガル人の日本永久追放によつて期待された繁榮の持続拡大は実現されず、鄭一官の日本貿易進出によりオランダ船の日本貿易独占計画もまた画餅に帰した。加えて、一六四〇年十一月、上意による平戸商館の破却と商館長一年交替の令達、翌四一年五月、商館長挙手の際のオランダ商館長崎移転命令の通告など、日本におけるオランダ人の行動を大幅に規制する政策が相ついで発せられた。

一六四一年六月二十五日、オランダ商館は平戸から長崎出島へ移転し、長崎奉行の直轄支配のもと、オランダ人には船舶の入港から貨物の揚げ卸し、取引の方法、そして日常生活に至るまで、万事に亘つて厳しい監視と規制が及ぼされた。このような、従来享受して來たオランダ人の「自由」を根底から覆えす「煩累」*vexatice* の数々は、最後の平戸商館長、上級商務員マクシミリアン・ル・メール Maximiliaen Le Maire が、一六四二年十月三十一日にその職務を後任の上級商務員ヤン・ファン・エルセラック Jan van Eiserack に引継ぎ、同年十一月三日、フライテ船メールマン号 *'t fluitschip Meerman* で長崎を出帆し、バタヴィアに帰着した折、総督ファン・ディーメンに口頭ならびに書面によつて逐一報告されたのである。そして、総督と東インド評議会は、ル・メー

九年二月四日より一六四一年一月十日まで平戸商館長を勤める)の復命、そして一六四一年十一月二十六日附長崎発信のファン・エルセラックの書翰等を勘案して、日本における連合会社の状況が極めて憂慮すべき事態に立ち到っていると判断し、斯る状況を開拓する対策を協議した。その対策として、第一に、本国の連合会社重役会十七人会がバタヴィア政庁に送附して来た「先皇帝大御所様の御朱印」*de gossinck van Sijne Majestiteit Ongosio Samma* (慶長十四年七月二十五日附)ややぐらくるうんべいけ充徳川家康朱印状)を一六四一年十一月六日、長崎に到着したザイエル号*'t fluitschip de Zayer* に託して日本に送達せしめた。即ち、商館長からこれを幕府首脳部に披露させ、從前の自由を回復せんとしたのである。尋いで、総督と評議会の名において、幕府年寄衆に充てた嘆願書を作成し、同時に、商館長ファン・エルセラックに充てた浩翰な訓令を発して(共に一六四二年六月二十八日附)、一六四二年八月二十四日長崎に入港したヤハト船ペーウ号にこれを託して日本に発送し、失地の回復をはかり、憂慮すべき事態に対処する対応策を商館長に指示した。

以下、一六四二年段階におけるファン・ディーメン以下、バタヴィア政庁の日本情勢に対する判断と、その結果予想される事態の展開、ならびにこれに対する政庁の対応について略述する。

二、商館の長崎移転と東インド政庁の対応

—総督ファン・ディーメンの対日政策、一六四二年

の訓令と訴状をめぐって—

以下、本節で主として典拠とする史料は、『日本関係海外史料オランダ商館長日記』原文編之六、同じく訳文編之六に収録した、「ファン・ファン・エルセラックの日記」自一六四一年十一月至一六四二年十月の本文、同じく同書に附録三、および四として収録したオ

ランダ東インド総督アントニオ・ファン・ディーメン並びに評議会の一六四二年六月二十八日附の一通の書翰、「オランダ東インド総督アントニオ・ファン・ディーメン等書翰 上級商務員ヤン・ファン・エルセラック宛、バタフィア発 一六四二年六月二十八日附」(以下、一六四二年総督訓令と記す)及び「オランダ東インド総督アントニオ・ファン・ディーメン等書翰 日本国国事顧問官宛、バタフィア発 一六四二年六月二十八日附」(以下、幕府年寄衆充総督書翰と記す)で、本稿に原文を引用する場合には、十七世紀のオランダ文に特有の重複した表現や煩瑣な飾装辞を、原文の文脈を損わぬ範囲において、適宜整理した訳文で引用することを予めお断わりしておく。

日蘭関係史の上で、十七世紀の四十年代はかなり重要な転換期であった。オランダ商館の長崎移転はその象徴的な(そして余りにも常識的の)出来事であるが、一六四〇年を境とするオランダ船日本貿易の実績が、ド拉斯ティーグとも言えるほど激減し⁽²⁷⁾、日中間の中継貿易の主導権を鄭一官配下の中国船に奪われたことの方がオランダ側にとってはより深刻な問題であったといえよう。一方、視点を変えると、平戸時代の終焉は、幕藩制国家が明清交替と、東南アジアにおけるオランダ勢力の相対的優位の傾向による東アジア世界の國際秩序の構造の変化という事態に対応して、その対外中立主義の完成を骨子とする对外政策に基いて、近隣諸国や来航する異国民との関係の整頓に踏み切った時点であった。オランダとの関係について言えば、平戸に連合会社の拠点を留保させて、ルソンのイスパニア勢力に対する抑えとなし、中国産品を積載して来航するマカオのポルトガル船を牽制して両者のバランスをはかる、という政策を全面的に改廃したこと意味する。その結果、ポルトガル船の長崎渡航を禁止して、日本全土の沿岸防備体制を強化確立し、オラン

ダ船をその体制の枠組に定置する政策が打ち出されることとなる。

しかし、幕府の最高首脳は、果してこのような国際情勢の推移を、どこまで的確に把握し、かつその政策をどこまで具体的に構想したうえで、現実の施策を打ち出していたのであろうか。それを明らかにするためには、オランダ側との外交的折衝の経過に従事して、また、国際情報収取の実態を明らかにすることに依って、当時の幕閣首脳部が国際情勢をどのように理解して、その都度の対外政策を決定していたかを実証せねばならない。言う迄もないことであるが、オランダとの関係以外に、朝鮮・琉球を通じての情報の収集や北辺に対する認識、来航する中国人との関係の処理等の問題を総合しなければならないが、ここでは、オランダ以外の関係をひとまず捨象して、当面の作業を進めねばならない。

長崎移転と諸規制の強化

ヤン・ファン・エルセラックの一六四一—一六四二年の日記（一六四一年十一月一日より翌四二年十月二十九日のほど一年間の記事を收める）で興味ある点は、一六四〇年から四二にかけての時期に、幕府が鎖国体制ないしは海禁政策を強化・完成させる過程で、オランダ人をどのように位置づけようとしていたか、ということと、日蘭双方が互に相手の出方をどのように予測していたかが、オランダ人の眼からかなり明確に描き出されていること、この問題をめぐる双方の虚々実々の駁引きがヴィヴィッドに記述されている点である。

まず、一六四〇年十一月の平戸商館の破却と翌年の商館長崎移転に関して見ると、幕府首脳部、とりわけ將軍家光とその直属の側近グループは、平戸におけるオランダ人の動向を注意深く観察しており、オランダ人を幕府権力の直轄支配下に組み込み、統制を強化する機会を窺つていた。そして、商館長クーケバッケルとカロンの代に、商館の新倉庫が落成し、商館の居住棟の増備が成った時点を捉え、斯る住居の結構が将軍

家の臣下の身分を逸脱した豪勢なものである、としてその破却を命じ、尋で商館の長崎出島への移転を命じた。そして、これと同時にオランダ人に對する諸規制が日増に強化されたが、これらの規制はすべて、オランダがキリスト教徒であるためであり、キリスト教徒として日本に留まる以上、斯る規制に全面的服従を要求された。

こうした一連のシナリオは、すでに一六四〇年七月に長崎に入港したマカオ使節処刑のため、上使として西国に下向した加々爪忠澄と野々山兼綱が平戸商館を訪問した段階で策定されていたが、更に遡れば、島原の乱を鎮圧した松平信綱が、一六三八年五月六日に平戸商館を視察した際（クーケバッケル日記、一六三八年六月五日条、クーケバッケルはこの報を参府の帰途、桑名で平戸からの手紙で報らされた。）に端を発していったであろう。これらの経緯の背後にある公儀の意向については、エルセラックが商館長就任を機に、長崎奉行馬場利重と大目附井上政重を訪問した折、それぞれの口から縫解きがなされる（エルセラック日記、一六四一年十一月二日条、一六四二年一月十八日条）。

商館の長崎出島移転に伴つてオランダ人に対する規制は著しく強化され、彼等の日常生活全般に及ぼされた。長崎移転当時の商館長ル・メルは、一六四〇年七月四日、平戸商館に赴任し、日本の事情に馴ずむ間もないまま商館破却の上意に接し、翌年二月に日本商館長に就任するや、その五月には長崎移転を通告され、処遇の激変を体験させられた。そのため、彼の日本に対する印象は悪く、バタヴィア帰任後の復命で、この度の処遇の激変は殊更に増幅されて政府に報告されたものと思われる。「日記」その他のオランダ側の記録に「日々に募る煩累 vexatieën の数かず」として表現されているものである。但し、エルセラックの日記には、これら日本側からオランダ人に加えられた数かずの煩累は、極めて淡々とした筆致で記述されているが、これは彼が一六三三年以来日

本に勤務し、永年の経験から日本人の行動様式を知り抜いていたためであろう。その分だけ文化摩擦の度合いが軽かつたのであろうか、彼はスペックス、クーケバッケル、カロン等と並ぶ有数の知日派商館長であった。

「權現様の御朱印」

オランダ人に対する規制は、大別して、船舶の来航から帰帆に到る期間の臨検、武器弾薬、積荷等の取扱いと管理、船員の統制など船員の出入国・滞在に関するもの、取引方法に関するもの、商館員の日常生活ならびに参府旅行中の行動に関するもの、等々に亘るが、その根底には、宣教師やカトリック教徒の潜入は言うまでもなく、キリスト教に関する総ての物件の国内流入の機会を断ち、オランダ人との接触を通じてキリスト教的要素が日本人の間に伝播されることを防止することにあった。即ち、これらの諸規制はオランダ人がキリスト教徒である為めに彼等に強制されたものである。逆にいえば、オランダ人はこの規制に全面的に服従する限り、キリスト教徒として日本に来航し、日本に居住することが許容される。長崎奉行馬場利重は、「そのようにする限り、今後永年に亘って日本と通航を続けることが出来るであろうから、豊かな貨物を積んだ船舶を、毎年引き続き、何等氣兼ねせずに派遣すること」を総督に伝えるべきである、とエルセラックに明言しているのである（日記、一六四一年十一月二日条）。

しかしながら、これらの諸規制の強化は、実際にはオランダ船の貿易取引を著しく阻害する要因ともなっていたから、バタヴィア政庁では、その緩和を要求して、從前の自由を回復することに努力せねばならなかつた。

ファン・ディーメンは、折しも本国から送附されて来た「權現様の御朱印」を日本に渡航するザイエル号により託送させた。一六四一年十一

月六日、同船は長崎に到着し、朱印状はエルセラックにより馬場利重に披露され、尋いで同年冬から翌年一月の江戸幕府の折に井上政重にも披露された。エルセラックの商館長就任早々の大役であった。彼は權現様の権威を極力利用して日本側に圧力を加え、現在の状況が如何に御朱印の趣旨に反するものであるかを強調して「従前の自由」の回復を要望した。

家康朱印状が日本側の為政者に対して相当の圧迫感を与えたことは恐らく事実であろう。これより先、一六四〇年の商館長江戸参府に際して、オランダ人の親派である閑老、牧野信成は五箇所仲間によるオランダ商館の長崎移転の策動を卻けるため、カロンにこの朱印状を持参することを命じたが、家康朱印状がスペックスの帰国の際本国に持ち去られた事情が不明のため、カロンは元和三年八月十六日附秀忠朱印状を持参して事情を糊塗したが、信成は、古い朱印状にはオランダ人の利益と自由について、より詳しい事情 meerder omstandigheden が書かれていたように思う、と述べ、家康朱印状の効力により大きな期待を抱いていた（カロン日記、一六四〇年五月十八日条）、權現様の御朱印を披露された利重は、「大層恭しく、手と顔を清め、衣紋を繕つて威儀をただしだのち」これを閲読した（日記、一六四一年十一月八日条）という。そして、江戸に於いてこの件の処理を担当した井上政重も、慎重にこれを検討し、協議にはかなりの時間を要した。

しかし、商館長に与えられた回答は、オランダ人は將軍家の法度を遵守する限り、オランダ船は「自由に」長崎へ渡航し貿易を営むことを保障されているから、幕府の今回の措置は何ら權現様の御朱印の旨に反するものではなく、キリストの脅威という点では、事情は當時とは比較にならぬ程深刻な状態であるから、諸般の規制は当然の措置である。もしそれが嫌ならば、オランダ人は日本を去るがよい、という趣旨であつた。

た（日記、一六四二年九月二日条）。この論理は、幕府の対外政策を検討する上で看過すべからざるものである。

一六四二年の総督訓令

次に、日蘭双方が互に相手の出方をどのように読んでいたか、という点に関しては、結論的に言えば、日本側はオランダ人に対する規制を如何ほど強化しても、彼等が日本貿易を見限つて退去することはない、との見通しを持っていたこと。対するオランダ側も、日本人が本気でオランダ人を締出すことはあるまい、との見解を持っていた、ということである。しかし、双方ともに相手の出方には相当神経を遣っていた。長崎

奉行馬場利重もオランダ人の所遇にはかなりの配慮を払い、オランダ船の来航遅延には一喜一憂して、その遅延の理由を商館長に問い合わせたりしている。また、オランダ人も、日常の煩累の数々に対し、日本退去をほのめかして待遇の改善を要求するが、一方、日本側が本気でオランダ人の追出しを考えているのではないかと危惧していた。とりわけ、総督ファン・ディーメンは、事態を深刻に受留めており、一六四二年までの段階では、斯る煩累の強化がオランダ人を自発的に日本から退去させるための策謀ではないか、と懸念し、その危機感を募らせていたのである。

一六四二年の総督ファン・ディーメンの訓令は、貿易業務の遂行に必要なアジア各地の市場の動向、これに対する会社の貿易政策の要点、前年度の結果から予測される日本貿易の見通しと対策の指示など、貿易政策全般に関わる商務上の訓令と並んで、直面する対日関係の危機を総督と評議会がどのように理解したか、東インド政庁の判断を示し、そして、そこから導き出される問題点を指摘し、これを解決するために総督がとるべき方策と、これを受けて日本商館長がとるべき方策と、その実施に当つての注意が示されている。その論旨は極めて論理的であり、訓

令としての性格上、不測の事態をも含めて、予想される様々なケースを列記して、それに対処するための多様な選択肢を掲げて、妥当と思われる対応策を細かく指示しているが、最終的な判断は商館長の裁量に委ねている。それは、翌一六四三年四月二十三日に、バタヴィアから東京経由で長崎に渡航し再度日本商館長の任に就くエルセラックに交附された訓令書（『日本関係海外史料 オランダ商館長日記』原文編・訳文編之七所収）にも共通する性格で、ファン・ディーメンの状況把握の的確さと、その合理的な判断力、並びに思考の柔軟性をあますところなく示している。

日本商館の直面する状況 この問題に就いて総督は、一六四一年の段階で蒐集した種々の情報を整理、総括して、次のような判断を示している。即ち、日本に於ける連合会社の立場は、その政治的状況、貿易業務、駐在員の境遇の孰れをとっても最悪の状態にあり、待遇の改善と貿易復調の兆が全くないとは言えないが、目下のところ、事態は益々険悪な状態となっている、との見解を表明している。

そして、斯る状況に対処するため、前年（一六四一年）日本に送附した家康朱印状の効果も余り期待出来ず、交渉に際しての日本側官憲の巧言に信頼を置く訳にはいかない、と述べ、日本側の意図するところは、徒に交渉を遷延させ、その間に煩累を強化し、以て「我々を憔悴させ、自ら暇を乞うよう働きかける」のであり、「日本人は体面を重んじて、自ら手を染めてオランダ人を傷つけることなく、しかも有無を言わせず、寧ろ自らの要望に基づいて日本から立ち去らせる」のである、と日本側の政策意図を分析している。

尋で、このような陥落極まりない状況に直面して、連合会社は日本に對してどのような基本姿勢で臨むか、という点に言及している。即ち、連合会社は日本から最大限の利益を引き出し、同時に相手に対しても交

易の利便を提供することが本来の方針であるから、「様々な煩累や生
命、貿易、日常の行動に課せられた規制」が徒に増大し、有利な貿易を
展開する見込みもないまま、矛盾に身を晒す訳にはいかないこと。従つ
て、オランダ人は日本に於いて、商人として納得のいく、より合理的な
立場を確保するため、諸種の煩累や規制の緩和が得られるよう、日本側
に働きかけるべきである、とその基本方針を提示する。

そして、この基本方針を実行するに当つて、日本側との交渉に於て
は、万事、忍耐と服従の姿勢を以て事に當り、決して空虚な名譽や体面
にこだわるべきではないこと、長崎奉行やその取次に當る日本人の好意
を確保するため、進物や他の手段を効果的に利用し、また、彼等の忠告
や提供された情報を重視すべきことを指示している。

局面打開のための対策 以上のような現状認識と、これに対する基本
方針を確認したうえで、ファン・ディーメンは、バタヴィア政庁として
当面採るべき施策と、日本商館がなすべき事柄を指示する。

まず、バタヴィア政庁が実行する対策は、総督と評議会の名において
て、日本國皇帝陛下の国事顧問官 de Rijcxraeden van Zijn Keyserlijke
Majesteit in Japan 即ち江戸幕府年寄衆に充てて、当今オランダ人の待
めが蒙っている煩累と規制の数々とその矛盾を説明し、オランダ人の待遇
改善を歎願する訴状を作成し、併せて長崎奉行にも歎願の書状を認
め、これらを長崎に送附することと、必要があれば、総督の特使を日本
に派遣して、宮廷において事情を陳弁させること（これは結局実行され
なかつた）、の二点である。総督は右の訴状の回答を一六四二年度の帰
帆船に間にあうよう入手することを商館長に希望していた。猶、ファン
・ディーメンは、この訴状の取扱をめぐって、次のように書き添えてい
る。

日本人はその奇妙な性癖から、この我々の抗議又に盛られている様々
る。

な論点に就いて、広汎な説明を求めてくるものと思われる。

と述べ、右の年寄衆充訴状と長崎奉行充書状は、バタヴィア在住日本人
の手による和解——これが正本となるが——に添えて、その翻訳の適否
を判定するためのポルトガル文を作成して、これをオランダ人と日本側
の通詞との間で、訴状の趣旨を充分に理解し得るよう役立て、質疑に応
ずることを指示している。そして、其後の長崎における事態の進展は、
ファン・ディーメンの予想した通りの結果となつた。この一節にも、彼
の的確な状況把握と鋭い洞察力が窺がわれる。

次に、日本商館が現地に於いて採るべき施策と行動指針について触れ
よう。ファン・ディーメンは、この訓令の中段において、当面の貿易業
務の推進と事務処理に就いて、浩瀚かつ詳細に亘る指示を記述してお
り、この部分は連合会社の対日貿易政策を分析する上で重要な史料であ
るが、本節ではこの問題の検討は別の機会に割愛する。然して、ファン・
ディーメンは、訓令の後段に於いて、オランダ船の貿易ならびに待遇改
善交渉に関する指示を与えていた。以下、その要点を示す。彼はまず、
この節の冒頭において、

かれこれと思案をめぐらし、且つ高慢に取りすました日本氣質 Japan-
se prentshert を考慮して、我々はこれまで我々の陳情に対しても一
どんな回答を得ることとなるかと様々のことと思い描いてみた。

と述べたあと、年寄衆への陳情の結果、どのような事態が生ずるか、予
想される複数の事態を挙げ、それぞれの場合に対する対応策を指示して
いる。

彼は、基本的には右の訴状が局面の打開にプラスとなることを期待して
いた。そして、訴状の趣旨が著しく曲解される程の不都合はないも
の、との見解を抱いていた。そして、日本側からオランダ人に退去の許
しが与えられぬ限り、貿易と待遇の改善の見込みがあると判断してい

る。確かに事態はそのような方向に進むのであるが、いまだこの時点では、猶多くの不安を払拭することは出来なかつたのである。そして以下のケースを想定する。

一、訴状の趣旨が曲解されたとしても、急激な排斥を致すことはあるまいから、忍耐強く事態を受け容れ、局面の打解に努力すべきこと。

二、もし事態が貿易禁止の方向に進展する徵候が認められた場合は、商館長は長崎奉行に対して左記の趣旨の陳情を行なうこと。即ち、(イ)総督訴状の意図するところは、ひとえに蘭人に対する寛大の待遇を望む以外に他意はなく、(ア)それが叶わぬことであれば、一時日本を退去することも已む得ないが、それはオランダ人の破滅を招くであろう、(ハ)しかし総督は長崎奉行の助力を信じ、関係改善の望を捨てず、(ツ)本年、三隻の船を日本に派遣して、日本国に有用な貨物を送る心積りであると。

三、しかるにその間、到着した商品が積み戻しを命ぜられるような最悪の事態となるなら、その理不尽な仕儀を、日本人特有の合法性指向に訴えて、これを撤回させるよう最大限の努力を払うこと。

四、にも拘わらず、万事絶望的の事態に立ち到つた場合は、日本退去も已む得ないが、奉行と訣別の謁見に際して、商館長は一連の不法な処遇に就き、不満の意を表わすとともに、これまでの日本に対するオランダ人の奉仕を強調すべし、というものである。

結果として、日本での状況は第一のケースとなるが、長崎では、この訴状の扱いをめぐって商館長と長崎奉行の間で悶着が生じたのである。

まず長崎の当局者の所感は、この訴状の内容がオランダ人の所遇の改善や貿易規制の緩和、信仰問題など、多岐に亘り、かつ具体的の問題であつて、閣老会議の審議に相応しからざるものであり、寧ろ長崎奉行のもとで処理され、整理された上で江戸に上申さるべきものである、というもので、特に、長崎奉行の頭越しに斯る訴状を年寄衆に提出することに

馬場利重は激怒したのである。そのため、オランダ商館に対する奉行の態度は一時、著しく険悪なものとなつたが、エルセラックの慎重かつ周到な対応と、日蘭双方の関係が必要以上に悪化して、長崎での交易事務の停滞を齎すことが必ずしも得策ではないと判断した馬場利重の配慮により、商館長が奉行の勧告に従つて自発的に訴状の提出を保留する、といふ形で無事解決した。利重は寛永十三年に目附から長崎奉行に転じて以来、多年对外関係の要衝にあつたヴェテランの吏僚として、その間に培われた経験に基づき、合理的判断を示したのである。この一件で双方が示した柔軟な姿勢は、開港場長崎における日蘭関係の其後の方向を定める上で、重要な出来事であったと私は判断する。即ち、商館長と長崎奉行の一定の協調関係の上に、オランダ人の件が処理されるということである。

総督訴状をめぐって

問題となつた総督の年寄衆充書翰、以下総督訴状というが、その歎願の要旨は次のようなものである。まずその全体の構成は、冒頭に現将軍の恩顧を感謝したうえで、家康・秀忠時代の自由回復の請願の取次を懇願し、先帝大御所様の御朱印を託拂に持参したこと、また、前商館長ル・メールが參府挙手の折に、彼を引見した年寄衆より、家光の言葉として、先皇帝の渡航許可状に鑑み、長崎に於いて自由に交易することを許された次第述べたあと、現在のオランダ人に対する待遇は皇帝の御意に反する、悲惨なものであると主張する。

尋で、歎願事項が列記され、更にその、内容を敷衍して説明する。歎願事項を整理すると、出島籠居の不如意、出島賃貸料の過重な負担、信仰行事の容認、蘭人死亡者の埋葬許可、来航船舶の武器揚陸の免除、船員等の所遇の改善、蘭船出帆期日の撤廈、取引規制の緩和、等々で、これらの項目の中にはオランダ人が平戸時代の一六三四年頃から要求して

来たものも含まれ、これまでの要求事項を總花的に並べた観なきにしも非ず、である。總じて、歎願事項と情況説明が混淆し、内容の重複もあって、この訴状の主眼点を曖昧なものとしていることは否定出来ない。

また、總督訴状はその最後の段で、中国船を洋上で拿捕する件と、蘭葡休戦協定成立の報告が記述されている。この二件は歎願事項というよりは、一定の作為のもとになされた國際情報の伝達である。情報伝達も相手が「皇帝陛下」であれば「奏上」せねばならないから、歎願書に「忝々しく」併記したのであろう。後日、長崎奉行馬場利重に「書式の不備」を突かれる所以でもある。

中国船拿捕の件とは、總督の文言によれば、明朝政府が蘭人に違法の貿易を行なう唐船の拿捕を命じたが、オランダ船がこれを実行した場合、日本側から海賊行為として糾弾されるかも知れず、それを未然に防止するため、事前に「公儀」の意図を伺いたい、というものである。馬場利重はこれを懲懃無礼も甚しい、と評したが、鄭一官配下の中国船の日本貿易の進展を脅威とする連合会社が、中国船の活動を阻止するため、日本近海で武力を発動することに就いてのアドバルーンである。この問題は、「海賊禁止令」と関連して、其後の日蘭双方の交渉に重要な課題として永く尾を引くこととなる。一六四三年八月に再度、日本商館長として長崎に来航したエルセラックは、上陸早々、この問題の処理に直面することとなる（エルセラック日記、一六四三～四四年）。

一五八一年四月、エスペニアの国王フェリペ二世がポルトガルの王位を継承して以来、ポルトガル王位はエスペニア・ハプスブルグ家の兼攝するところとなつたが、一六四〇年、ポルトガルはアヴィス王朝の血統を繼ぐブラガンサ公ジョアン四世を推戴して独立を達成し、一六四一年六月、フランスと同盟してエスペニアと対抗した。オランダもこれに呼応してポルトガルに軍事援助を約し、東インドに於いても十年間の休

戦協定が結ばれた。ファン・ディーメンは本国からこの報に接すると、この情報がオランダ以外のルートから日本の為政者に伝達された場合の事態を懸念して、先手をとつて幕府にこれを通報し、オランダの立場を弁明せんとしたのである。蘭葡休戦協定の報道が長崎奉行や幕閣首脳部に大きな衝撃を与え、とりわけ、幕閣首脳部の受けた衝撃と動搖は殊の他深刻なものであった。

三、提出されなかつた總督訴状

—日蘭交渉と情報の伝達—

總督訴状が結局幕府に提出されず、商館長が自發的にこれを保留することで決着したことは先に述べた通りである。長崎商館の評議会は一六四二年九月三十日、總督訴状の提出を然るべき時期まで延期することを正式に決議した（エルセラック日記、同日の条）。

總督訴状は一六四二年八月二十八日に奉行馬場利重に手渡されたが、早くもその翌日から、この訴状の難点に就いて、奉行の意図が出島乙名海老屋四郎右衛門ら、オランダ商館の取次人たちを介して商館長に伝達され、奉行がこの訴状に對して幾多の疑念を抱き、態度を硬化させていく状況が逐日エルセラックの許に伝えられた。形式の整わぬ、内容にも幾多の不備がある訴状を直接幕府に提出しても、充分な審議を受ける筈がなく、開港場でオランダ人の監督と保護の任に當る長崎奉行の権限を無視した行為であることが利重を立腹させた直接の動機であるが、彼は必ずしも個人的な感情のみに依つて事を處理していた訳ではなかつた。利重は日本側の外交事務担当者としての立場から、總督訴状の文面を検討し、個々の歎願事項の基礎となる事實認識の相異を捉えて、總督訴状の論旨の矛盾を指摘した。利重は問題点を整理し、これを箇条書にして、商館長の回答を要求している。即ち、同年八月三十日、七箇条の、

九月五日には三箇条の論点を掲げてエルセラックの回答を迫っている。

最初の七箇条は総督訴状の歎願事項を総括的に扱い、箇々の事項の事実認識の相異や論旨の不明について説明を求めたものであり、二度目の三箇条は、オランダ人の宗教儀式の容認と信仰の自由に関する問題、中國船拿捕に関する問題、蘭葡休戦協定に関する問題で、より重大かつ基本的問題であった。その中で二、三の興味ある論点を紹介すると、

一、総督は訴状に日本貿易の損益を記述するのは何故か、斯様な損益が顧問官たちの命令によって生じたというのか。

二、オランダ人は信仰の自由が認められぬと主張するが、皇帝陛下は嘗てオランダ人の信仰の自由を奪つた事実はない。日本はキリスト教が国民の間に弘まることを禁止し、そのため、キリスト教徒であるオランダ人と日本の国民とを隔離する政策を探つたのであり、オランダ人の内面の信仰は幕府の閑知するところではない。

三、從来オランダ人が悪漢、日本に害を為す輩、と罵しつて来たポルトガル人と和睦し、スペイン人に対して戦争するため彼等に援助を与えることは奇異なことであり、大官たちに重大な疑惑を与えるであろうことを如何に考えるか、等々。

これら一連の質疑に対し、エルセラックは、総督訴状に盛られた歎願の趣旨は、すべて、オランダ人の日本皇帝に対する恭順と服従の念に発しており、不明の点に就いて予め公儀の意図と判断を確認するために言上されたものであり、何等不平を陳べたり、要求を行なうものではなく、むしろオランダ人の至誠の証である、という論法で終始している。

商館長と長崎奉行との間の相互の意志の伝達や情報の往復は、通常、海老屋四郎右衛門や通詞を介して行なわれた。即ち、彼等が己の所感として奉行の意図を伝えたり、商館長が彼等に助言や忠告を求めるといふ

形で、また商館長が自己の見解やバタヴィア政庁の意図や政策について彼等に説明するという形で行なわれていた。また、件の総督訴状の内容や商館長の陳弁は逐一書面で江戸の井上政重に伝達されていた。一六四年末から翌四三年一月にかけて参府のため江戸に滞在していたエルセラックの後任の商館長オーフルトワーテルは、その日記の一六四三年一月十九日の条に井上政重との談話を記述したあと、彼が商館評議会の決議に従つて総督訴状の和解を江戸に持参しなかつたにも拘わらず、井上政重も、また他の高官たちも、疑いなくその内容を悉知していた、と記述している。

このような、日蘭双方の意志の伝達と情報供与が蓄積され、幕府首脳部はオランダ人にに対する政策を決定し、オランダ側では日本商館とバタヴィア政庁との密接な連絡網を介して日本側の出方と連合会社の対日政策を策定していくのである。日本側のオランダ人の待遇に関しても、長崎におけるオランダ人の苦情や反応が絶えず長崎奉行から江戸の井上政重に伝達され、そこに改善を要する問題が発見される場合には、大官たちの談合により、或いは政重の裁量によつて修正が加えられ、奉行に指示されたのであろう。

一六四三年に到つて、この夏に入港したオランダ船は大砲や舵の揚陸、船倉の封印を免除され、碇泊中の船舶の士官たちの行動に大幅な自由が認められた。これは長崎移転後のオランダ人に対する待遇改善の第一歩であったが、この措置が総督書状の影響であることは認めてよいであろう。総督ファン・ディーメンは一六四三年四月二十三日附の長崎に在る商館長オーフルトワーテルに遣つた書翰の中⁽²⁹⁾で、

我々は、貴下の書翰とエルセラックの報告に依り、如何なる理由で國事顧問官達に充てた書翰が留め置かれたかを知つた。これに就いて、我々はこの書翰の提出が会社にとつて依然として善い結果を生

むものである」とを主張し、認識しており、ルの点を確認したい」と思ふが、然しながら、この書翰の写が何通も作成され、江戸に送られていることから、宫廷で彼等は書翰の内容を知り、我等が何を要求してくるかも良く心得ていることは疑いない。また我々は、件の書翰が今そのままの状態でも、之が直接宫廷に送達される以上に、多くの果実を生ずる筈であり、同様に、我等は時とともに、より良い境遇と対応を得ることとなると確信している。日本人は、その誇り高い気質の故に、決して自己の誤謬を認めようとしないが、オランダ人の通航が彼等にとって好ましい事であるので、彼等は密かに、また自發的に、この件に就き考慮を払い、次々と、より多くの自由を与えてくれることは明らかであり、確實である。

と述べている。この時期の日蘭双方の関係と交渉が「外交」といふかどうかは問題であるが、日蘭双方の交渉は斯様な形での意思疎通と情報伝達の蓄積によつて進展していくのである。そこには、日本式合理主義とオランダ式合理主義が、屢々すれちがいながらも、双方の交点を見出し、問題解決の糸口を模索していくといえる。そして、このようだ状況に対応しながら、連合会社がその外交、貿易、植民の基本政策を策定するにと可能ならしめたのは、オランダ勢力の情報蒐集ネットワークの整備と、その情報を的確に分析し、結合する能力に恵まれた、フラン・ディーメンの如き有能な指導部の存在であったのである。ルの年記によつては、本稿の続編、第一部に於て詳述する。【第一部終り】

-226.

(7) Ibid., p. 246, et seq.

(8) 永積洋子『近世初期の外交』創文社、一九九〇年、第三部オランダの台湾貿易。

(9) Buch, W. J. M., La Compagnie des Indes Néerlandaise et l'Indochine, (BEFEO, XXXVI-1, Hanoi, 1936.) p. 117.

岩生成一『西洋日本町の研究』(増訂版)岩波書店、一九六六年、七四一七五頁。

(41)

Jan Pietersz. Coen, dd. Firando, 15 oct. 1621. Ms. ARA, VOC. 1073
(KA. 985), f. 86 v.
加藤「戰略拠点」五〇〇頁。

(10) Cort verhael van 't profit, dienst ende nutticheyt van Japan soende Chineesen handel bequamen, overgelevert bij Lenardt Camps ARA., VOC. 1077 (KA. 989), ff. 115-119.

(11) 加藤榮一「連合東インド会社の初期会計記録と平戸商館」(日本古文書

[註]
(1) 加藤榮一「連合オランダ東印度会社の戦略拠点としての平戸商館」
(田中健夫編『日本前近代の国家と对外関係』吉川弘文館、一九八七年所
収、以下「戦略拠点」と略記する)

(2) Copie missive van Lenardt Camps aan den Gouverneur-General

学会編『日本古文書学論集11 近世I』吉川弘文館、一九八七年、所収)

三六二—三六五頁。

(12) 加藤「戰略拠点」五〇三—五〇五頁。

(13) 加藤榮一「公儀とオランダ東インド会社の外交戦略」(加藤・北島・深谷編『幕藩制国家と異域・異国』校倉書房、一九八九年、所収)

三三一—三三四頁。

(14) Buch, op. cit. Chap. II.

(15) 「岩生成」前掲書、九〇—一〇一、一〇二—一〇七頁。

(16) ナンニハヨーベ号の場合もハスコラニヤント号の場合も、勝着した

ハスペニア船の処理に関する決定権は「公儀」に握られた。前者の場合、「公儀」の積荷先買權行使しようとした秀吉の代官と船長との間に対立が生じ、これを処理する過程で、ボルトガル人とイエズス会士の策謀が絡んで、ハスペニア人にとっては不幸な結果が齎されたが、後者の場合は、ハスペニア船の脱出を阻止しようとした山内氏の措置に対し、ルンバのハスペニア政府との交易関係を重視した家康の政治的配慮により、ハスペニア人にとってより合理的な決定が齎されたのである。しかし、この二つのケースは、異国の寄船の処理が「公儀」の「恣意」によって決定されるという点では共通の要素を持つたといふべき。

(17) Buch, op. cit. Chap. II, III.

(18) Muller, Hendrik P. N., *De Oost-Indische Compagnie in Cambodja en Laos*. W. L. V. XIII. 's Gravenhage, 1917. Inleiding LX-LVIII.

(19) *Negocie Journal*, Fiando, 1637. Ms. ARA, Japans Archief nr. 837, (KA. 1182).

(20) 十七世紀初頭、莫氏制圧を一応達成した黎王朝は、一六〇五年に黎維新が明朝に封冊を請い、翌年、明は維新に安南都統使の称号を与えた。しかし、明朝では高平に拠る莫氏の残党の存続を容認する政策を探ったので、冊封関係をめぐる中国とベトナムとの関係は、十七世紀中葉まで、明清交替の変動も絡んで極めて流動的な姿相を呈した。中国王朝との関係では、黎氏は安南国王であるが、ベトナムは、ベトナム国内での鄭氏の阮氏との関係を踏まえ、便宜的に安南皇帝と記す。

(21) 「岩生成」前掲書、三三三頁。

(22) 大澤一雄「黎朝中期の明・清との關係」(1月11日—1月21日) (日本達也編『ベトナム中國關係史』山川出版、一九七五年、所収)

(23) Originele Generel Missive door Anthonio van Diemen, 18 december 1639. Ms. ARA, VOC. 1129, (KA. 1039) ff. 1-129. Overgekomen Briefen uit Indië 1640-I, BBB-1.

(24) Instructie voor Nicolaes Cuckebacker ende raden. Batavia, 15 juni 1639. Ms. ARA, Bataviaas Uitgaand Briefboek 1639. pp. 342-353.

(25) Wijnaendts van Resandt, W., *De Gezaghebbers der O. I. Compagnie op hare Buiten-Compoieren*. Amsterdam, 1944. pp. 297-300.

(26) Instructie voor Jan van Elserack. Batavia, 28 juni 1642. alsmede, Brief van den Gouverneur-Generaal Anthonio van Diemen, enz. aan den Rijcxraden van Japan. Batavia, datum ut supra. Ms. ARA, BUB 1642, pp. 352-380. VOC. 866, (KA. 769).

(27) ハの点は、なほオランダ側の会計史料の厳密な分析を行なう、連合会社の東アジアにおける貿易取支に与えた影響を詳細に検討してみる必要がある。